

2020年（令和2年）5月25日

保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止・今後の保育所等の取扱いについて

日頃から、本市の保育行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

また、保育所への登園自粛要請等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、神奈川県が示す緊急事態措置の実施期間が5月31日までとなる中、現在、国において緊急事態宣言（以下「宣言」という。）の解除を含めた検討が進められている状況（本通知発送時点では宣言未解除）を踏まえ、宣言が解除された場合の本市の認可保育施設の取扱いを次のとおりとしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

なお、この取扱いは5月中に宣言が解除されることを前提とするものであり、仮に宣言が解除されず、6月以降も継続となった場合には、引き続き、現行の登園自粛要請の取扱いを継続いたします。今後の国や県の動向により対応が異なりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

1 宣言解除後の保育所等の取扱いについて

宣言発令中においては登園自粛を強くお願いしてきましたが、宣言解除後においては、原則として通常運用での開所とします。しかしながら、現状では宣言解除後においても基本的な感染防止対策の徹底が必要となることから、当面の間、市からの登園自粛要請は継続することとします。ただし、登園自粛要請における保育の対象要件（保護者の職業要件等）については設けないものとします。

宣言解除後の登園自粛要請につきましては、保育の対象者を限定するものではなく、現状では依然として感染防止対策の徹底が必要となることを踏まえ、保育所での感染リスクをできる限り抑制するため、登園自粛が可能な方についてご協力をお願いするものとなります。このため育児休業中の方やご家族の協力が得られる方など、ご家庭での保育が可能な方につきましては、登園自粛にご協力くださいますようお願いいたします。

2 宣言解除後の登園自粛要請期間について

2020年（令和2年）6月1日（月）から当面の間

(裏面に続く)

※本通知の送付前に宣言が解除された場合も含め、5月31日までは現行の取扱いによる登園自粛要請期間とします。

3 宣言解除後の登園自粛要請期間における保育料・給食食材料費について

(1) 保育料の減免（0～2歳児クラス）

従来と同様、登園自粛要請期間中に登園を控えた場合は、保育料の減免（日割計算）が適用されます。なお、市外在住の方については、お住いの市町村へご確認ください。

(2) 給食食材料費の減免（3～5歳児クラス）

登園自粛要請期間中に登園を控えた場合の特例措置として、一定の減免の実施について、引き続き調整を進めています。お時間を要し、誠に申し訳ございませんが、対応が決まり次第、各園を通じてお知らせいたします。

4 その他

保育所では、これまでも感染防止対策に取り組んできましたが、宣言の解除により原則通常運用での開所となることを踏まえ、手洗いや室内換気の徹底など、できる限りの感染防止対策の実施に努めてまいります。また、ご家庭におきましても、引き続きお子様の健康状態の確認（検温等）や手洗いの励行等にご協力くださいますようお願いいたします。

以 上

事務担当 藤沢市 子ども青少年部 保育課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電 話 0466-50-3526（直通）
F A X 0466-50-8446
E-mail fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp